\*\*\*\*\*\*

## 産前・産後ヘルパー

# 派遣事業について

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

ご自宅にホームヘルパーを派遣し、家事及び育児を支援することで、子育て 家庭の生活をサポートします!

## 利用対象者

- 入間市に住所を有する妊婦または産後1年以内、お子さんが満1歳になる前日までのお子さんとママ
- お子さんとママともに医療行為が必要ではない方。

## 利用日時 • 回数

・利 用 日:月曜日から金曜日

※土日・祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く

• 利用時間:午前8時30分~午後5時00分

・利用回数:1回の妊娠・出産につき20時間を限度とします。

1日1回以内とし、1回2時間以内とします。

#### 利用料金(自己負担額)

• 1 時間につき700円(公費負担2,050円)

※非課税世帯の方は、自己負担半額(前年度の非課税証明書が必要)

※生活保護世帯の方は、自己負担なし(受給証明書が必要)

その他、買い物代、駐車場等にかかった費用については実費をご負担いた だきますのでご了承下さい。



### 内容

◎ 家事支援:原則として、室内で日常的に行う家事が対象です。大掃除や掃除業者に依頼するような掃除や非日常的(一時的)な家事は、対象外となります。買物代につきましては、利用者の負担となります。

| 内容                     | できる   | できない   | 備考   |
|------------------------|---|--|--|
| ①調理                    | <ul><li>・調理(離乳食を含む)</li><li>(下ごしらえ、味付け)</li><li>・配膳、皿洗い等の<br/>片づけ</li><li>・テーブル拭き</li></ul>                 | <ul><li>特別な手間をかけて作る料理<br/>(お正月料理等)</li><li>来客の応接(飲物や食事の手配等)</li></ul>  | (日常的に利用<br>者が担っている<br>範囲で)同居家<br>族分も支援対象<br>とする。 |
| ②衣類の洗濯<br>及び補修         | <ul><li>洗濯機を回す、物干し</li><li>洗濯物を畳む、アイロンがけ</li><li>洗濯物のタンス等への片づけ</li><li>裁縫(ボタン付け等)</li></ul>                 | <ul><li>特別な手間をかけて行う洗濯<br/>(カーテン等大型洗濯物の<br/>洗濯、セーターの手洗い等)</li><li>大量のアイロンがけ</li></ul>   | (日常的に利用<br>者が担っている<br>範囲で)同居家<br>族分も支援対象<br>とする。 |
| ③住居等の<br>掃除及び<br>整理整頓  | ・リビング、居間、寝室<br>台所等の簡易な掃(掃<br>除機、床拭き程度)<br>・新聞、雑誌等の簡易な<br>片付け<br>・トイレ、風呂、洗面所<br>の簡易な掃除<br>・玄関、ベランダの簡易<br>な掃除 | <ul> <li>・ガスコンロ、シンク、窓等の<br/>掃除</li> <li>・エアコン、換気扇、冷蔵庫、<br/>網戸等の掃除</li> <li>・年末の大掃除</li> <li>・床のワックスがけ</li> <li>・浴室のカビ取り</li> <li>・庭の掃除(植木の水や<br/>り、剪定、草むしり等)</li> <li>・引っ越しの手伝い</li> </ul> | ※日常的に利用<br>者が担っている<br>範囲での掃除で<br>あれば可            |
| ④生活必需品<br>の買物          | <ul><li>・近隣のスーパー、コンビニでの購入可能な食材、日用品の買い物</li></ul>  | <ul><li>・出産祝いのお返しの買物</li><li>・家具、電気器具等の購入</li><li>・その他日常生活必需品以外の買物</li></ul>   | ヘルパーによる<br>立替払いは不可                               |
| ⑤関係機関等<br>との連絡         |   | ・銀行での振り込み、引き出し<br>・役所への申請等   |  |
| <ul><li>⑥その他</li></ul> | <ul><li>布団干し</li><li>シーツ交換</li></ul>  | ・自動車の給油、洗車、清掃<br>・ペットの世話、ゴミ出し<br>・家の室内外の修理・修繕<br>(ペンキ塗り、家具の移動、<br>部屋の模様替え等)<br>・自営業の仕事の手伝い<br>・クリーニング店への受渡し  |  |

◎育児支援:原則として居宅内で行う支援が対象になります。 おむつ等は、利用者がご用意ください。

| 内容     | できる   | できない  | 備考      |
|--------|---|---|---------|
| ⑦授乳    | <ul><li>・湯沸かし、ポット等への<br/>移し替え</li><li>・粉ミルク調合</li><li>・乳児にミルクを与える</li><li>・哺乳瓶の洗浄、煮沸、<br/>煮沸後の片づけ</li></ul> | ヘルパーがひとりで子どもの   | a (n, n |
| 8おむつ交換 | <ul><li>おむつ交換</li></ul>   | お世話をすることや子どもへ<br>の医療行為はできません。   |         |
| ⑨沐浴介助  | <ul><li>・ベビーバスの用意、片づけ</li><li>・乳児の受け取り、体拭き、<br/>着替え等</li></ul>  |   |         |
| ⑩その他   |   | ・兄姉児の保育園への送迎、<br>病院の付き添い、預り<br>・兄姉児の遊び相手<br>・ヘルパーと子どもだけの<br>外出<br>・子ども連れでの買物、<br>散歩、乳児の健診や予防<br>接種の付添い<br>・利用者の医療機関受診、<br>冠婚葬祭の付添い<br>・ヘルパーの自家用車への<br>同乗<br>・ベビーベッド、乳児用玩具<br>の組立て、取付け |         |

- ※支援の提供は、利用者の在宅時に限ります。
- ※利用者が感染症にり患するなど、ヘルパーに健康被害を与える危険性が高い場合は、 サービスの提供はできません。
- ※キャンセルにつきましては、前日(土日祝日、年末年始は含まず)の午後 5 時 15 分までに市役所こども支援課(O4-2964-1111)に連絡してください。

それ以降のキャンセル及び無断キャンセルにつきましては、**キャンセル料(1時間あたりの利用料金)**をいただきます。

## ご利用の流れ

利用するにあたっては事前申請が必要です。

### 1.相談

利用対象者に該当する方で、利用のご希望がある方は、市役所こども支援課にご相談ください。

## 2.申請

利用が適当と認められた方は、利用希望日の3週間前までに市役所こども支援課に利用登録申請書を提出してください。

※急なサービス利用は難しくなります。

余裕をもって申請してください。

持ち物:母子健康手帳

## 3.承認

<u>^\_\_\_\_</u> 市役所こども支援課から利用登録決定通知を送付します。

## 4.利用調整



市役所こども支援課が利用者と委託施設と利用調整を行います。

## 5.委託事業者に依頼



利用前に委託事業者から利用者へ確認の連絡・訪問等をさせていただきます。

#### 6.支援の実施



支援が終わりましたら、委託事業者にその都度、利用料金を現金でお支払い下さい。

入間市役所 こども支援課 **☎**04-2964-1111

午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日および年末年始を除く)